

通商産業省

平成10・11・02資第30号
平成11年 4月 27日

株式会社ユービーイーパワーセンター
代表取締役社長 宮本 浩一郎 殿

通商産業大臣 与謝野 馨

株式会社ユービーイーパワーセンターユービーイーパワーセンター発電設備に係る環境影響評価方法書に対する勧告について

平成10年11月2日付けで届出のあったユービーイーパワーセンター発電設備に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされていることを確保するため、下記のとおり勧告する。

また、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく山口県知事からの意見は、別紙のとおりである。

記

提出のあった方法書を基に、環境影響評価法第10条第1項の規定により提出された都道府県知事の意見を勘案するとともに、電気事業法第46条の6第2項の規定による届出に係る環境影響評価法第8条第1項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して審査した結果、事業者においては、以下に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

1. 環境影響評価項目について

燃料として使用する石炭及びオイルコークスの成分（重金属等）を十分把握すること。その結果、有害大気汚染物質による環境への影響が懸念される場合には、その程度を踏まえ、発電所の稼働による有害大気汚染物質に係る影響について、環境影響評価項目に選定すること。

2. 調査、予測及び評価手法について

① 施設の稼働に伴う大気質の予測に関しては、近隣に住居系区域が存在することから、発電所立地地点の地形及び気象の状況等について十分調査すること。その結果、ダウンウォッシュやフュミゲーションなどの発生による環境への影響が増大する可能性が懸念される場合には、ダウンウォッシュやフュミゲーションなどの特定の気象条件に配慮した手法を選定すること。

また、施設の稼働に伴う大気質の短期予測に関しては、当該地域の大气汚染常時監視測定局における大気汚染物質の測定データについて十分調査すること。その結果、大気汚染物質の着地濃度が高濃度となっているようなデータが存在する場合には、その時の気象条件等に考慮した短期予測を行うこと。

② 冷却水配管に生物が付着することを防止するために冷却水中に薬剤を注入する場合は、その性状を踏まえた上で、海域に生息・生育する動物及び植物に対する当該薬剤による環境への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

③ 工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に用いる自動車（以下「発電所関連自動車」という。）の運行に伴う大気質、騒音及び振動に係る環境への影響は、発電所関連自動車の運行が予定される路線の状況によっては、対象事業実施区域の周囲

1 k mの範囲を超えて及ぶことも想定されることから、発電所関連自動車の運行計画を検討し、調査、予測地域の設定の妥当性について検討すること。